

ユーストカードットコムサービス 契約約款

2023年9月1日改訂

目次

第1章 総則

- 第1条 契約約款
- 第2条 約款の変更
- 第3条 適用の範囲
- 第4条 用語の定義
- 第5条 利用資格

第2章 利用契約

- 第6条 申込方法
- 第7条 利用契約の成立
- 第8条 契約期間
- 第9条 目的外利用の禁止
- 第10条 利用契約に基づく権利譲渡の禁止
- 第11条 契約者の氏名等の変更
- 第12条 契約者の地位の承継等
- 第13条 お試し利用
- 第14条 著作権等

第3章 サービスの利用制限

- 第15条 サービスの利用制限
- 第16条 サービス提供の中断
- 第17条 サービス提供の変更、廃止

第4章 料金等

- 第18条 料金
- 第19条 料金等の支払方法
- 第20条 割増金
- 第21条 延滞利息

第5章 消費税

- 第22条 適格請求書
- 第23条 適格請求書の記載事項

第6章 利用者の管理責任および禁止事項

- 第24条 識別記号の管理
- 第25条 禁止事項

第7章 利用停止等および利用契約の終了

- 第26条 利用の停止
- 第27条 当社が行う利用契約の解除
- 第28条 契約者が行う利用契約の解約
- 第29条 反社会的勢力の排除

第8章 免責

- 第30条 免責

第9章 雑則

- 第31条 契約者の義務
- 第32条 損害賠償
- 第33条 協議
- 第34条 管轄裁判所
- 第35条 情報の取扱い

第1章 総則

第1条(契約約款)

ユーストカーハイパー、及び同ホームページ上の情報提供は、株式会社ユーストカードットコム(以下、「当社」といいます)が提供するサービスです。またケータイカー辞典、カー辞典、カー辞典査定システム、中古車輸出情報 website は、株式会社自動車流通保証が制作し、当社が販売代理を行うサービスです。これらのサービス(一部予定を含む。)を「本サービス」といいます。

当社は、本サービスの利用に関する契約約款(以下、「本約款」といいます)をここに定め、これに基づきサービスを提供致します。

第2条(約款の変更)

1. 当社は、事前に契約者の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後のサービスに係る料金その他のサービス提供条件は、変更後の約款によります。
2. 本約款を変更する際、当社は当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し当社が適当と判断する方法により、事前にその内容について通知致します。

第3条(適用の範囲)

本約款は、本サービスをご利用いただく全ての契約者に適用されます。

第4条(用語の定義)

本約款において使用される次の用語は、それぞれ以下の意味で使用されます。

1. 契約者：当社と本サービス利用契約を締結している個人又は法人
2. 本サービス利用契約：本サービスを利用するために当社と契約者が締結する契約
3. ユーストカーハイパー：当社のホームページサイト内にて、当社が作成した中古自動車相場情報を検索するシステム
4. 中古車輸出情報 website：当社のホームページサイト内にて、株式会社自動車流通保証が作成し、当社が販売代理を行う中古自動車輸出情報を検索するシステム

5. カー辞典：当社のホームページサイト内にて、株式会社自動車流通保証が作成し、当社が販売代理を行う自動車情報を検索するシステム
6. ケータイカー辞典：当社の携帯電話サイト内にて、株式会社自動車流通保証が作成し、当社が販売代理を行う自動車情報を携帯電話にて検索するシステム
7. カー辞典査定システム：当社のホームページサイト内にて当社の携帯電話サイトで査定された車両情報を検索するシステム
8. 識別記号：当社から契約者に割り当てられる会員番号及びユーザーIDとパスワード

第5条(利用資格)

本サービスは、パソコンまたは携帯電話によるインターネットへのアクセスが可能な利用者を対象としており、利用希望者は本約款の内容を了承の上利用申し込みを行うものとします。

第2章 利用契約

第6条(申込方法)

1. 本サービスは、当社と利用契約を締結した契約者のみが利用することができるものとします。
2. 利用希望者は、本約款を承認した上で、当社ホームページ上の登録フォームより申込みを行うものとします。
なお、利用希望者が法人である場合には、本サービスを利用することとなる全ての者に対し約款の内容を遵守させるものとします。万一、約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。
3. ユーストカーハイパーの利用希望者には、電話等で古物商登録許可番号等の中古車売買関連事業を営んでいるという情報を確認させていただきます。情報が確認できない場合は、当社は本契約を締結しない場合があります。

第7条(利用契約の成立)

1. 当社は、前条2項の申し込みを受けたときには、利用希望者に対し識別記号を発行し、サービスの提供を開始します。
2. 利用契約は、前項の時期をもって成立するものとします。
3. 本サービスの申込者が下記のいずれかに該当する場合、当社は承諾を取り消すことができるものとします。
 - (1) 申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 第23条の事由に該当するとき
 - (3) 前条2項の登録フォームに虚偽の事実を登録したとき
 - (4) ユーストカーハイパーの申込者が、古物商の営業許可を受けていることなど、中古車売買関連事業を営んでいることが確認できないとき
 - (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

第8条(契約期間)

本サービスの契約期間は、特別規定しないものとします。サービスの開始日から起算して、契約者による契約解約の手続きがなされるまで、月単位で自動更新するものとします。

第9条(目的外利用の禁止)

本サービスは、自動車の車種、グレード等の調査、中古車相場の調査、査定情報の入力と検索等を行うためのサービスとしてご利用頂くものです。

本サービスのデータを何らかの方法で入手し、本契約の目的外の利用を行うことは、事前に文書による許可を得た場合を除き、禁止します。

第10条(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

契約者は、利用契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を他の者に譲渡することはできません。

第11条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、入会申込により登録する氏名、名称、住所、居所(電話番号、ファックス番号、メールアドレス含む)等に変更があった時、変更があった日から30日以内に当社規定の書類により当社へ届け出るものとします。

第12条(契約者の地位の承継等)

1. 契約者が法人である場合、法人の合併・分割・譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に当社規定の書類により当社に届け出るものとします。
2. 当社は、法人契約者に法人の合併・分割・譲渡等の変更があった場合、その契約者の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、法人契約者としての地位の承継を認めるものとします。

第13条(お試し利用)

1. 本サービスは、特定の期限を持つ「お試し会員」登録を行うことにより、サービスを受けることができます。
2. お試し会員登録による本サービスの利用は無料です。ただし、本サービスの利用は本約款に準じるものとします。

第14条(著作権等)

本サービスのソフトウェア、データ、及びマニュアル等に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権は当社に独占的に帰属します。

第3章 サービスの利用制限

第15条(サービスの利用制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生した場合、本サービスの提供を制限または停止することがあります。又、これらの状況下において、当社または電気通信事業者における電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部または一部を提供できない恐れが生じたとき、当社は本サービスの全部または一部を停止する措置をとることがあります。

第16条(サービス提供の中断)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 電気通信事業者の都合により本サービス用通信回線の使用が不能なとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその旨を契約者に対し当社が適当と判断する方法により通知するものとします。

第17条(サービス提供の変更、廃止)

1. 当社は、当社の都合により本サービスにおける一部内容を変更、廃止することがあります。契約者は当該廃止について了承するものとします。

2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を契約者に対し当社が適当と判断する方法により通知します。ただし、サービス内容の一部変更についてはこの限りではありません。

第4章 料金等

第18条(料金)

本サービスの提供を受ける契約者は、別に定めるサービス内容に応じた料金を当社に支払うものとします。ただし1ヶ月に満たない月額使用料金は日割りにより計算します。

第19条(料金等の支払方法)

本サービスの契約者は、料金等を当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に対して支払わなくてはならないものとします。

第20条(割増金)

契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第21条(延滞利息)

契約者は、料金等その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第5章 消費税

第22条(適格請求書)

本約款、請求書、サービス利用契約確認書、お支払い予定表、および支払日と支払金額のわかる通帳等をもって消費税法に規定する適格請求書とする。

第23条(適格請求書の記載事項)

本サービス利用契約に係る適格請求書の記載事項は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| (1) 適格請求書発行事業者 | 株式会社ユーストカードットコム |
| (2) 適格請求書発行事業者登録番号 | T 9-0210-0100-4335 |
| (3) 課税資産の譲渡等を行った年月日
の支払日のわかる資料に記載 | 請求書、お支払い予定表、および通帳等 |
| (4) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 | 本約款に記載 |
| (5) 課税資産の譲渡等の税抜金額 | 別紙料金表に記載 |
| (6) 消費税率 | 10% |
| (7) 消費税額 | 別紙料金表に記載 |

第6章 契約者の管理責任および禁止事項

第24条(識別記号の管理)

契約者は、当社より付与された識別記号を第三者に譲渡もしくは利用させたり、名義変更や質入等の担保設定を行うことはできません。万一契約者における識別記号の管理あるいは使用から当社に損害が生じた場合はこの賠償責任を契約者は負うものとします。

第23条(禁止事項)

当社は、本サービスの利用に際し次の事項を禁止します。

- (1) 他の契約者または他の利用者または第三者もしくは当社の著作権の侵害
- (2) 他の契約者または他の利用者または第三者もしくは当社への誹謗、中傷
- (3) 他の契約者または他の利用者または第三者もしくは当社への脅迫
- (4) 他の契約者または他の利用者または第三者もしくは当社に不利益を与える行為
- (5) 選挙運動またはこれに類する行為
- (6) 売名に類する行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為
- (10) 猥褻(わいせつ)に類する文書・画像・情報等を掲載・発信する行為
- (11) 画面・画像・印刷物など方法のいかんを問わず、相場情報を含む本サービスで提供している情報を、第三者に配布、またはソーシャルネットワークサービス・動画投稿サービス・その他インターネットを利用した情報発信を行う行為
- (12) 短時間での頻繁なブラウザ操作による閲覧行為
- (13) 機械やマクロ等のプログラムを利用した集中アクセスを目的とする行為

第7章 利用停止等および利用契約の終了

第25条(利用の停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を当社が適当と判断する方法により通知し、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないとき
 - (2) 契約者が第23条(禁止事項)に該当する行為を行ったと当社が判断した場合
 - (3) その他、当社が当該契約者の利用継続を不適切と判断した場合
2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引き続き利用を停止する場合があります。契約者は、前項の利用停止期間中も、月額利用料金を支払う義務を負います。

第26条(当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、前条の規定によりサービスの利用を停止された契約者が前条の期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者に下記の事由が発生した場合、前条および前項の規定にかかわらず利用の停止及び催告をしないで利用契約を解除することができます。その際、すでに支払い済みの料金がある場合には当社は払戻を行わないものとします。
 - (1) 破産、民事再生、特別清算、会社更生または会社整理の申立を行い、または他からその申立をなされたとき。
 - (2) 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき。
 - (3) 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 第9条に定める目的外利用の禁止に違反したとき。

第27条(契約者が行う利用契約の解約)

1. 契約者が、本サービス契約の解約を希望する場合は、当社規定の書類に指定の事項を記入して当社に郵送又はFAXで通知するものとします。
2. 解約申込書が当社に到着し受理した日をもって解約が成立するものとします。但し、この場合、まだ支払われていない利用料等の全額を通知と同時に当社に支払うものとします。その際、すでに支払い済みの月額利用料金がある場合には、当社は払戻を行わないものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。）が、本契約有効期間中、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者でないこと、②暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合を含む。）を表明し、保証するものとします。上記事由に一つでも違反した場合、当社は、何らの通知催告なく本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。なお、その場合、当社は、契約者に対し、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではありません。

第8章 免責

第29条（免責）

当社は次に定める事項について法律上の一切の責任を問わず賠償責任を負いません。

- (1) 本サービスで提供する情報は正確性を重視して作成していますが、手違いにより含まれる可能性がある誤情報により契約者または第三者に損害が発生した場合
- (2) 本サービスで提供する情報には、目的外利用を禁止するためにダミーデータが含まれていますが、このダミーデータ情報により契約者または第三者に損害が発生した場合
- (3) 当社の本サービスの全部又は一部の履行ができないことにより契約者または第三者に損害が発生した場合
- (4) 通信回線の混雑、設備の障害、その他の理由の如何を問わず、本サービスを利用する利用者が本サービス用サーバーに接続できない、あるいは利用できないことにより損害が発生した場合
- (5) 第三者が識別記号等を不正に使用する等の方法で本サービスを不正に利用することにより、契約者または第三者に損害を与えた場合
- (6) 契約者に、第15条（サービスの利用制限）、第16条（サービス提供の中断）、第24条（利用の停止）、第25条（当社が行う利用契約の解除）に定める事由により損害が発生した場合
- (7) 契約者が本サービスを利用して獲得した情報の内容に誤りがあり、契約者または第三者に損害が発生した場合

第9章 雑則

第30条（契約者の義務）

1. 当社は、契約者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負いません。契約者は、契約者が本サービスを利用することにより他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において解決する義務を負うものとします。
2. 契約者は、当社から付与された識別記号の管理の責任を負うこととし、識別記号を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3. 契約者は、本サービスを第三者に利用させてはならず、万一契約者以外の第三者が本サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとします。
4. 本サービスの契約者は、第18条に定める月額費用を当社の指定する支払方法にて必ず支払うものとします。
5. 契約者によるサービスの追加、変更は、当社規定の書類の郵送、FAX、又は当社ホームページ上の登録フォームにより受付け、当社が規定した日から利用可能とします。また変更後の利用料金は、第18条(料金)に規定した利用料、第19条(料金等の支払方法)に規定した支払い方法により支払うものとします。

第31条(損害賠償)

契約者が本契約約款に違反して当社に損害を与えたときは、契約者は当社に対して損害賠償の責を負うこととします。

第32条(協議)

本約款に記載されていない事項で、本サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めるものとします。

第33条(管轄裁判所)

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第34条(情報の取扱い)

当社は、個人情報を取扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」を遵守します。取得した個人情報については、本サービスに関わる業務の遂行上、必要な限りにおいて利用します。

付則 この約款は2010年3月22日より効力を発するものとします

この約款は2011年6月1日に改訂しています

この約款は2011年9月5日に改訂しています

この約款は2016年10月1日に改訂しています。

この約款は2020年9月1日に改訂しています。

この約款は2022年2月1日に改訂しています。

この約款は2023年9月1日に改訂しています。